

みなし登録電気工事業者の届出事項の変更について（参考）
届出書類一覧

変更事項 必要書類	1 氏名 又は 名称	2 住 所	3 営 業 所 の 名 称	4 営 業 所 の 所 在 地	5 電 気 工 事 の 種 類	6 主 任 電 気 工 事 士 又 は 工 事 士 資 格	7 法 人 の 代 表 者	8 営 業 所 の 増 設 ・ 廃 止	9 建 設 業 許 可 の 更 新	10 届 出 行 政 庁 変 更	11 建 設 業 許 可 を 更 新 し な い	12 電 気 工 事 を 施 工 し な い		
電気工事業に係る変更届出書（様式第19）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	問い合わせください	問い合わせください			
（個人の場合）戸籍抄本	◎													
（法人の場合）履歴事項全部証明書（登記事項証明書） ※6ヶ月以内に発行されたもの	◎	◎					●							
（個人の場合）住民票		◎												
誓約書（登録の拒否要件に該当しない旨の誓約）						●	●	●						
主任電気工事士の雇用証明書						△		△						
主任電気工事士の電気工事士免状の写し ※第一種の場合は講習履歴のページの写しも必要。						●		●	●					
主任電気工事士の実務経験証明書						▲		▲						
建設業許可通知書の写し									●					
建設業許可の変更届出書（様式第二十二号の二）の写し	●	●	●	●			●	△						
廃止届出書（様式第20）（受理通知書の返納）												●		

※ ●は必須。◎はどちらか。▲は第一種の場合は不要。
△は内容により不要ですので問い合わせください。

- No. 1 (有)→(株)、(株)●●→(株)××等同一法人組織内での名称変更。
「法人設立」「事業の譲渡」「相続」の手続は、「新規届出」扱い。（廃業届出を併せて提出）
- No. 2 行政による住居表示も手続き必要。（◎の代わりに「住所表示変更証明書」を添付）
- No. 6 同一人での資格（第二種→第一種）変更の場合、誓約書・雇用証明書は省略できます。
- No. 8 営業所とは、電気工事の作業の管理を行う店舗。（建設業法とは定義が違います）
営業所を千葉県以外に設置する場合は、No.10。
- No. 9 建設業許可が期限切れで「新規」扱いになった場合、電気工事業も「新規届出」扱いに。
- No. 10 千葉県届出から国などに行政庁が変更になった場合、逆に国などから千葉県に行政庁が変更になった場合。
- No. 11 建設業許可を更新はしないが電気工事業を行う場合は『登録申請』手続きが必要。問い合わせください。